

札幌市職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

1 事案の概要

被処分者は、福祉割引制度を利用し通勤していたにもかかわらず、入庁時から10年以上にわたって、約100万円の通勤手当を不適正に受給していた。

このような行為は、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条の規定に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

2 判明の経緯

2025年6月に全庁の全職員を対象に行った住居および通勤手当の一斉点検により、所属において被処分者が一般料金の半額で通勤していることを発見し、判明した。

3 処分日

2026年3月30日（月）

4 被処分者および処分内容等

東区 一般職 男性 30歳代 減給3月